

畜産会 経営情報

主な記事

- ① セミナー経営技術
法人化のメリットを生かした経営事例(社)日本農業法人協会
- ② 明日への息吹
仲間に支えられ苦難を乗り越えた経営 太田 誠治
- ③ 会社法への対応
第2回 すでにある会社の対応の仕方 山崎 政行
- ④ お知らせ
中央畜産情報資料センターへの書籍等の寄贈のお願い
- ⑤ あいであ&アイデア
子牛の冬場対策「子牛用の床暖房」 三代 伸次
- ⑥ 牛肉・豚肉、子牛市況

社団法人 中央畜産会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目26番5号
虎ノ門17森ビル(15階)
TEL.03-3581-6685 FAX 03-5511-8205
URL <http://jlia.lin.go.jp/>
E-mail: jlia@jlia.jp

セミナー

経営技術

法人化のメリットを生かした経営事例

—— 法人経営における新たな資金調達 ——

(社) 日本農業法人協会

はじめに

本誌No.206号(平成19年1月15日号)において、法人化のメリットを述べましたが、表1にそれを簡単にまとめました。このメリットを生かせるかどうかは経営者の手腕に大きくかかっています。特に、一定以上の利益の確保が重要であり、そのためには設備等の

取得資金やそれに伴う増加運転資金の確保が最重要といえるでしょう。

農業経営における資金調達というと、これまでは農林漁業金融公庫や農協系統が主な窓口でした。しかし今では、都市銀行や地方銀行等も農業融資に参入しており、農業者はさまざまな選択肢の中から自らに合ったものを選択することが可能です。

それら金融商品の中には、無担保・無保証

人で借り入れられるものや、さらには家畜等の動産を担保にできるものなど、さまざまな金融商品があり、選択肢はさらに広がる傾向にあります。

法人経営における資金調

(表1) 法人化のメリット

制度上の メリット	①制度資金の融資枠の拡大
	②法人税適用による節税効果と税制の特例
	③社会保険制度への加入による福利厚生の実
経営上の メリット	④対外信用力の向上
	⑤経理・経営の内容の明確化
	⑥雇用の確保による経営発展の可能性



(写真1) 代表の正則氏(右)と長男で取締役の豊氏



(写真2) 酪農体験がフルにできるログハウス

達の特徴として、直接金融があげられます。直接金融とは、社債の発行や株式の発行により、投資家から直接資金を調達するということです。

そこで今回は、直接金融により資金を調達した(有)広野牧場を紹介します。

(有) 広野牧場の概要

(有)広野牧場がある香川県三木町は、高松市の東に隣接し東西5.8km、南北18.4kmと、南北に細長い町です。気候に恵まれていることもあり、昔から水稻を中心とした野菜、畜産、工芸作物、果樹等の複合経営が展開されていました。以前は酪農も盛んでしたが、現在ではピーク時の半分にまで酪農家数は減少しています。広野牧場はここで、経産牛200頭規模の大規模酪農経営を営んでいます。

代表の広野正則氏は、専業農家の出身ではありませんが、学生時代から農業にあこがれを持ち、県立農業大学校に進学。在学時に酪

農^ひに惹かれ畜産を選択し、卒業後は北海道、デンマークでそれぞれ1年間ずつ酪農研修を行っています。研修終了後は、地元の農協に勤務し昭和54年27歳の時に酪農経営を開始しました。

この時、公庫から融資を受け20頭規模での開始でしたが、ゼロからのスタートであったため、資金繰りが大変だったといえます。

その後、弘子夫人と夫婦2人で65頭規模まで順調に経営拡大をしました。また、平成11年に弘子夫人が参加した研修会をきっかけに地域住民等への酪農体験も開始し、平成13年には「酪農教育ファーム」の認証も取得しています。

この酪農体験開始の背景には、正則氏の海外研修での体験もあります。研修を行ったデンマークでは、農業者の社会的地位が高く、周囲から高い評価を得るだけでなく、農業者もそれを自覚し地域社会とかわかり、貢献を行っていると感じました。

この体験を基に、地域住民等との交流を行い、現在では酪農をフルに体験できるよう口

グハウスの宿泊施設を設置しただけでなく、乳製品の加工体験を行える専用施設も設置しています。

他にも、畑での農作物の収穫体験や、パン・うどんづくり、木工・竹細工も実施しています。この体験事業は、幼稚園から老人会まで幅広い層を対象に年間1000人の利用があります。

法人化のきっかけ

ある時、正則氏がケガをし、大変な苦勞をした時期がありました。そこで、今後も安定的に経営を行うには、雇用も必要になること、そのためには法人化することが最善であると考え、平成13年に法人化しました。法人化後、相次いで2人を雇用し、雇用により増加した経費等を補うために80頭規模にまで規模拡大を行っています。

表1の に「雇用の確保による経営発展の可能性」とありますが、雇用を行えば、当然今まで発生しなかった経費（給与等）が発生します。ほとんどの場合、規模拡大等に対応することとなりますが、労働力と規模拡大のバランスが悪いと、逆に経営が悪化する要因となります。

広野牧場の場合、その後も経営が順調に推移したことを考えると、このバランスが適正であったといえます。

広野牧場が法人化して一番良かったことは、「経営者の考え方・意識が変わったこと」

だといえます。法人としての責任感から、「生産」ではなく「経営」として考えるようになったということです。ほかにも、税理士と付き合いようになり、経営内容の把握や経理方法等が明確になったこと（表1の ）法人協会等に参加することにより、酪農以外の農業経営者等、付き合い人の幅が広くなり、非常に経営の参考になったということです。

また、周囲の広野牧場を見る目も変わり、信用力が向上したことも大きなメリットとなりました（表1の ）。これにより、運転資金は地元の民間金融機関から調達しています。

デメリットとしては、「事務負担が増加したことがあげられるが、それ以上にメリットが大きい」と実感しているとのこと。また、デメリットではありませんが、「法人化したら自分のものが減っていく。自分のものではなくなっていく」というような、若干の寂しさを感じているようです。

このように、広野牧場では表1にあるような法人化の経営上のメリットを有効に活用し、経営発展を遂げてきたといえます。

直接金融の導入

そもそも直接金融とは何でしょうか。

金融機関から融資を受け資金調達することを「間接金融」といいますが、企業が資本や社債などの投資を受けて資金を調達することを直接金融といいます。

株式を発行し資本を調達した場合、原則と



(写真3) パラレル方式の10頭Wのパーラー

して返済する必要はありませんが、株主に対し配当金を支払わなければなりません。また、株主にさまざまな権利を与えることにもなります。

一方、社債は間接金融とは法律的には異なるものの、一定の利息を支払うこと、返済する必要があること等の理由から実質間接金融と同様とみることもできます。なお、社債については、分類の方法等によりさまざまな種類があります。農業法人では私募債を発行しているところが徐々にではありますが、増加しています。

広野牧場で直接金融を導入したきっかけは、平成18年の規模拡大の時です。80頭から200頭規模にまで拡大する際、牛の導入だけでなく、牛舎・パーラー等も新築し、総事業費は増加運転資金も含め、約2億円かかりました。スーパーL資金、自己資金のほかに、このうち3000万円を直接金融（増資）により調達しています。

増資で調達した理由としては、「返済期間がないことが大きい」という理由です。つま

り、融資であれば返済期間が決まっており、毎月（または毎年）の返済日には利息を付けて返済しなければいけませんが、増資により調達した資金の場合、返済期間はありません。また、利息に変わるものとして配当金が必要になりますが、この配当金も赤字であれば必要ありません。そのため、「多少でも気が楽」になります。

また、制度資金等であればその用途等に制限がありますが、増資により調達した資金の場合は、経営にかかわることであれば用途は、固定資産の取得でも、運転資金でも、内部留保でも問題はありません。広野牧場では、運転資金として活用しています。

また、増資により調達した資金は、会計上は「資本」になります。そのため、自己資本比率が高まり、金融機関の審査等でも有利になります。実際、広野牧場でも自己資本比率が上昇し、その結果、地元金融機関の評価が上がり金融機関から融資を受ける際の金利が下がるという付帯効果もでています。また、広野牧場では、手元資金が出資金により確保されたことにより、新規事業等にも迅速な対応が可能となったということです。

出資を受ける際の留意点

誰からでも出資を受けていいかというと、そうでもありません。

特に農業生産法人（農業を行うことを目的とする法人であって、農地や採草放牧地の権

利取得を認められる法人)では、農地法により構成員の範囲が規定されていますので、注意が必要です(表2)。

今回、広野牧場では、にあたるアグリビジネス投資育成株式会社(以下アグリ社)から出資を受けました。アグリ社は、「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」により創設された会社です。アグリ社で出資を行う場合、法令により過半数の持分・株式を保有することはできません。そのため、今回、広野牧場が3000万円の出資を受けるに当たっても、ほぼ同額を正則氏と夫人で増資しています。

また、アグリ社の場合、出資後おおむね10年後をめどに、株式、出資金の買い戻し等について相談することとなります。

出資を受けることの デメリット

さて、ここまでをみると、融資よりも出資を受けた方が断然良いのでは、と思う方も多いと思います。それでは、デメリットは何でしょうか？

広野牧場がまず感じたことは、登記の際の登録免許税が高くなったことです。組織変更や、定款変更等の登記をする場合、登録免許税が必要になりますが、内容によっては資本金を基に登録免許税が算出されます。ほかに、法人住民税の均等割は資本金の額と従業員数により増加します(資本金が1000万円以下であった法人が1000万円超に増資した場合、最低でも11万円以上の増税)。出資を受

(表2) 農業生産法人における構成員要件

①その法人に対し、農地等の提供を行っている個人等
②その法人の行う事業に従事する者
③その法人に農地等を現物出資した農地保有合理化法人(市町村および農業協同組合を除く)
④地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会
⑤農業法人投資育成法人
⑥法人から物資の供給等を受ける者、または法人の事業の円滑化に寄与する者

注) ⑥に関しては、総議決権の4分の1以下であり、1構成員は総議決権の10分の1以下である必要がある。ただし、認定農業者には特例あり。

【参考】アグリビジネス投資育成株式会社について

設立：平成14年10月24日

資本金：18億円

株主：JA全中、JA全農、JA共済連、農林中央金庫、農林漁業金融公庫

問い合わせ先：投資育成部 03 - 5283 - 6688

<http://www.agri-invest.co.jp/index.html>

(表3) 出資を受けることのメリット・デメリット

メ リ ッ ト	①原則として返済しなくても良い
	②利息を支払う必要がない(ただし、配当は必要だが経営状況に応じ自ら決定できる)
	③担保、保証人は必要ない
	④自己資本が充実し、財務の健全性・安定性が改善される
	⑤出資者の構成によっては、それだけで信用性が増す
デ メ リ ッ ト	①配当金の損金不算入
	②間接経費の増加
	③経営権への影響
	④大型投資等の場合、金額を増資等でまかなうことができないケースもある

い(個人的見解も含まれていますので、活用にあたっては専門家等に相談してください)。

けようとする際は、この点も考慮に入れなければいけません。

また、融資の場合の支払利子は経費として損金算入できますが、配当金の場合には損金には算入できませんので、この点も留意が必要です。

ほかに、一般的には、第三者が経営権を持つことにより、経営権に影響を及ぼすという恐れもあります。ただし、アグリ社の場合、基本的には経営に関与することはありませんが、経営が順調にいかない場合等には、経営に関するアドバイス・サポートを行う場合があります。そのため、定期的にアグリ社に経営状況等を報告する必要があります。

報告というと、手間が増えるだけと考える方もいるかと思いますが、広野牧場では、3ヵ月ごとに財務諸表を作成し、報告を行っていますが、そのために、毎月顧問税理士と打ち合わせを行い、それにより経営内容の正確な把握や、問題点の早期発見にも役立っています。

出資を受けることのメリット・デメリットを表3にまとめましたので参考にしてください

おわりに

「融資と出資では、どちらが得なのか？」この質問には明確には答えられません。それは、経営の内容や状況によっても異なってくるからです。広野牧場の場合、顧問税理士等と綿密に連携し、また顧問税理士が積極的に情報収集してくれたことも大いに役立ち、出資を受けることとしました。

また、出資する側からみれば、担保も保証人もない状態でお金を出すのですから、リスクが高くなります。そのため、出資を行うかどうかの判断は、融資に比べハードルが高くなることが予想されます。しかし、自己資本比率の低い法人や成長期の法人は、自己資本を充実させ、経営に余裕を持たせるためにも、また、信用力を高め資金の借入を円滑に行うためにも出資を受けて自己資本の増強を優先することが得策といえます。

直接金融は法人化のメリットの一つです。ぜひ一度、直接金融による資金調達を検討されてはいかがでしょうか。

明日への息吹

仲間に支えられ苦難を乗り越えた経営

太田 誠治

あのつ牧場の紹介

私の経営する（有）あのつ牧場は、三重県の県庁所在地である津市のほぼ中央に位置する安濃平野（水田地帯）にあります。

飼養頭数は、搾乳牛250頭・育成牛20頭（組合育成牧場に預託）、F₁哺育牛50頭を飼育しており、年間の出荷乳量は250万kgで搾乳牛1頭当たり、平均1万kgとなります。

（表1）津市の乳用牛飼養状況

区分	飼養戸数	飼養頭数	2歳以上	1戸当たり飼養頭数
三重県	119	9,020	7,200	75.8
津市	13	1,980	1,350	152.3

（平成18年2月1日現在、三重県農林水産統計年報より）



また、耕地では、水田1.2ha、飼料畑5haを作付けしています。牧場を支えるスタッフは、私と妻、父の家族3人と、従業員7人（パート5人、研修生2人）の10人です。

県内酪農経営は、中小規模飼養者の減少が進んでおり、1戸当たりの飼養頭数規模拡大が進んでいるのが現状です（表1）。

さて、現在に至る経緯ですが、昭和60年に就農して父の酪農経営に参画しました。しかしながら、酪農の将来に疑問と不安を感じるようになったことから、平成2年に地元を離れ、平成6年までの4年間サラリーマン生活を送りました。身近にあった農業を離れ、酪農という産業を外側からみることにより、あらためて農業の良さや酪農の可能性を考える機会となったわけです。結果として、太陽と土の恵みで牧草を育て、牛を飼い、乳を搾る酪農にもう一度挑戦したいという思いから再度家業に戻りました。

平成8年には牧場を法人化し、有限会社あのつ牧場を設立しました。同時に、経営移譲により父の経営を継承することになりました。この時、牧場の法人化による規模拡大に関して、一切口を出さず、私の考える酪農の実現を応援してくれた父には本当に感謝しています。

魔の平成10年

法人化した初年度は搾乳牛150頭規模でスタートしましたが、翌年にはさらに100頭を北海道から導入して250頭となった乳牛たちは、順調に乳を出してくれました。当初から1日3回搾乳を採用したことから、1頭当たり1日の平均乳量が38kgを記録し、乳牛は飼い方次第でこんなに乳が出るものかと当時は驚いたものです。

順調なスタートを切り安心していたのですが、平成10年には朝の作業を終えた父が牧場から自宅に徒歩で帰る途中、車にはねられ両足を骨折する事故に遭いました。当時はまだ雇用従業員もおらず、一番の協力者である父に起きた事故は精神的にも肉体的にもこたえました。

人工授精・子牛の哺乳・搾乳など、父が担当する仕事をすべてこなさなければならず、今思い出そうにも、どのように作業していたのかも思い出せないほどです。たびたび自宅に帰れずに作業服のまま事務所で寝ていたことぐらいしか思い出せない大変な時期でした。

そのうえ牧場では、父が入院して1月ほど経ったところに乳房炎が多発して全牛群の40%に上ぼる牛が被害を受ける事故が発生しました。搾乳時に使用していた資材の不良が原因でした。このときは、原因が分かるまで搾乳作業員同士が疑心暗鬼になり、ギクシャクした職場の雰囲気の中で多くの牛の治療を続けなければならず、毎日が戦争のようでした。また、搾乳牛40頭以上を淘汰する事態となっ

たことから経済的にも大きな損失となりました。悪いことは重なるもので、この年の10月には台風による突風で木造飼料庫が吹き飛ばされ、急きょ飼料庫の新築を余儀なくされる事故にも見舞われ、苦難の年となりました。

さまざまな問題を抱え、その解決策を探りながら経営体質の強化を図ってきましたが、とにかく酪農は乳を搾ればなんとかなると自分に言い聞かせて、出荷乳量だけは落とすまい、売り上げだけは落とすまいとがむしゃらに乳を搾ってきたことを思い出します。

また、その後には、BSEによる子牛価格の下落などにより資金繰りにおいても厳しい時期を経験しました。平成13年度からは3年間、大家畜経営改善支援資金（ローリング方式）を借り入れ、家畜導入など短期運転資金の償還負担の軽減を図っています。

これまでに直面したさまざまな経験により、人より多く乳をしぼり、子牛を高く売っていれば良しとするような漫然とした酪農経営を変えていかなければならないと感じるようになりました。経営を取り巻く環境に左右されずに確実に収益を出せる体制。それを実現するためのコストダウン・投資の優先順位・それらのことを常に厳しく追求していかなければならないと強く意識するようになりました。

環境への取り組み

牧場は市街地に近いこともあって環境面には特に配慮しています。ふん尿処理は、密閉

型コンポスト4基・サークルコンポ1基（共同施設で所在地別）によりたい肥化を行い、パーラー排水は浄化槽（1日20m³処理）により処理しています。

たい肥化施設である密閉型コンポストの導入には限られた敷地面積での設置が可能であったこと、臭気対策の面においても有利であると判断して採用したものです。たい肥化処理により出来上がったたい肥はほとんど（一部袋詰販売）を水田に散布しています。

この作業には、耕種農家と共同で稲ワラを収集・販売する稲ワラ利用組合を立ち上げ、100ha弱の水田から稲ワラを収集し、その水田にたい肥散布（有料）を行っています。

今後も地域における耕畜連携を進め、環境に配慮した農業に取り組んでいきたいと思っています。

牛乳の安全・安心への取り組み

現在、当牧場の所属している四日市酪農協同組合は生産農家8戸の小さな組合ですが、生産した牛乳はすべて自前のプラント（（有）四日市酪農）で処理し、販売まで行っています。低温殺菌・高温殺菌・ローファットなどの牛乳、ネルドリップ方式で豆から抽出したコーヒー牛乳、生乳仕上げのヨーグルト・アイスクリームなどこだわりの商品を製造販売しています。取引先は、地元の生協、高級食材宅配業者など直接お客様の顔がみえる販売に取り組んでいる方々が主体です。

お客さまには、より安全で安心な乳製品を提供したいという思いから、遺伝子組み換えをしていない飼料を使用する取り組みを平成11年から始めています。非遺伝子組み換え飼料利用の取り組みは、種子証明・栽培証明からはじまる各証明書の気の遠くなるような確認作業と多量の書類整理、また一般の飼料に比べて割高なことなどさまざまなリスクはありますが、組合員のより安全で安心な牛乳を提供したいという一心で取り組んでいます。

コストダウンへの挑戦

最近の酪農を取り巻く環境は非常に厳しくなっています。急激な円安、中国などのアジア諸国での穀物需要の増大、バイオエタノールへの転換、オーストラリアの大干ばつなどの影響で飼料価格の急激な高騰が続いています。生産調整下にある私たち酪農経営に及ぼす影響は非常に大きく、死活問題になっています。

外部の経営環境に左右されない安定した経営を実現するため、平成17年に同じ酪農組合の仲間と共同で飼料製造販売の会社を設立してコストダウンに取り組みました。会社設立の目的としては、酪農経営の生産原価の大半を占める飼料費を下げることであり、リサイクル飼料を利用した発酵飼料を製造して当牧場や仲間の牧場へ供給しています。

発酵飼料の原料についても遺伝子組み換えでない原料しか使えないなどいろいろ難しい制約はありますが、発酵飼料の給与によって

乳牛の体調が良くなったことや、乳質・乳量が安定するなど、私たちが求めていたコストダウン以外で得たメリットも大きく、取り組みを評価しています。

おわりに

当牧場は、仲間との情報交換や連携により、新しい技術や取り組みを導入して経営基盤を築いてきました。また、畜特資金を負債整理のための単なる借換資金ではなく、前向きな資金繰り資金として活用してきました。その

結果、償還も順調に進み、雇用も確保できるまでになりました。これらは、現在、有限会社あのとつ牧場を運営する上で大切な組織である四日市酪農をはじめ、堆肥利用組合、稲わら利用組合、発酵飼料製造会社など、思いを同じくして信用できる仲間に出会えたからこそ実現できたものです。

これからも人との出会いを大切にし、お互いの信用を深め、それぞれがより発展できるような関係を築いていきたいと思っています。そして、そのことが経営の発展につながるものであると信じています。

(筆者：(有)あのとつ牧場代表取締役)

月刊「畜産コンサルタント」7月号 発売中!



創刊以来40有余年、畜産総合誌として数々の話題、問題を提起をしてきました。経営、技術、流通、時事など、毎月特集を組み問題点の掘り下げと追求を行い、豊かな内容と分かりやすい情報を提供しています。

【カラーグラビア】生産から加工・販売まで一貫経営に取り組むブラウンエッグファーム 日本で一番、笑顔のあふれる「たまごや」を目指して

【巻頭コラム】3年目の牛乳利用拡大キャンペーン活動...加藤 好一

【特集】牛乳需要の拡大対策の現状

さまざまな対策に取り組む酪農・乳業界
 生乳の需要拡大に向けた取り組み...磯貝 保
 牛乳・乳製品の消費拡大対策とその効果...青沼 明德
 生産者団体による牛乳消費拡大活動の取り組み...前田 浩史
 世界における乳・乳製品の消費および消費拡大の状況...菅沼 修
 酪農家・酪農組合・行政が一体となった“させば「ミルクツーリズム」”の取り組み...瀬戸 敏明
 乳、乳製品利用に関する日本人の意識...石井 智美

【今月のコーナー記事】

「海外事情」クローン家畜肉を安全とする研究結果を発表.....木村 勝紀
 「女性の視点」なまけるためのルールを発見...大松 法子
 「トピックス」リキッドフィーディングで循環型農業の実現を目指す...編集部
 「行政の窓」家畜飼料特別支援資金通事業の一問一答
 「特別レポート」「守ろう地球、創ろう共生社会」をテーマに2007NEW環境展が開催される.....編集部
 このほか
 「家畜改良センターニュース」「Dr. オッシーの意外と知らない畜産のはなし」「畜産! 特産! ごちそう産!!」「トピックス」「畜産物の市況展望」などを掲載しています。ぜひご購入ください。

* 8月号の特集は「活活化する産学連携の取り組み」を予定しています。

購読料 年間 9,828円(送料とも)
 半年 4,914円(送料とも)
 1部 735円(送料84円)
 第三種郵便認可

お求めは、最寄りの畜産会・畜産協会、または下記へ必要事項(氏名(会社名)、住所、お届け先、必要部数、電話・FAX番号、メールアドレス等)をご記入のうえ、お申し込みください。

(社)中央畜産会 事業第一統括部(情報業務)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-26-5(虎ノ門17森ビル)
 TEL 03-3581-6685 FAX 03-5511-8205 E-mail book@jlia.jp URL http://jlia.lin.go.jp

会社法への対応

第2回 すでにある会社の対応の仕方

山崎 政行

前号（本誌No.211）の第1回では、会社法全体の概要を「会社法と畜産法人の関係」にまとめて説明しました。第2回目以降は、[Q & A] の形で、ポイントを絞って説明します。

今回のテーマは、『すでにある会社の対応の仕方』です。

Q 1 会社法によって有限会社がなくなると聞きました。現在家族で酪農の有限会社を経営しています。定款変更や登記の変更など、何かやらなければならないことがありますか？

A 1 会社法が施行されたからといって、すでにある有限会社が法律に基づいて何かやらなければならない、ということはありません。商号もそのまま存続することができます。

[解説]

(1) 特例有限会社の経過措置

会社法の施行によって、新たに有限会社は設立できなくなりました。既存の有限会社は、法的には株式会社となり、「特例有限会社」と呼ばれます。法律적으로는株式会社となっていますが、株式会社のルールは適用されませ

(表 1) 整備法 による特例有限会社の主な経過措置

- ・取締役および監査役の任期については、従来の有限会社と同様に制限がない
- ・決算公告については、従来の有限会社と同様に義務づけられていない
- ・監査役の監査の範囲は、有限会社の監査役と同様に会計に関することに限定される
- ・取締役および監査役以外の機関の設置は認められない
- ・株主総会（社員総会）特別決議は、新会社法上「議決権の3分の2」とある要件を「議決権の4分の3」と読み替える

整備法：会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

ん。法律によって、従前の有限会社のルールが適用されるように、経過措置が設けられています。主な経過措置を、表1に整理しました。この経過措置には期限はありません。

(2) 農地法との関係

特例有限会社は、法律적으로는株式会社ということですが、農地法の農業生産法人の扱いはどうなるのでしょうか。現在は、株式の譲渡に制限があり株式会社のみが農業生産法人と認められています。

既存の有限会社は、株式の譲渡について制限があるものとみなされており、法律的に株式会社となっても農業生産法人になることが

できます。

(3) 決算関係の書類の変更

会社法の施行によって、決算関係の書類の様式が変わりました。有限会社にとって、定款変更や登記の変更が義務付けられていませんが、決算期には新しい様式の決算書を作らなければなりません。

大きな変更点は、「利益処分案」というものがなくなって「株主資本等変動計算書」を作成することになった点です。

Q 2 現在、肉用牛肥育の有限会社を経営しています。株式会社にしたいと考えていますが、どのような要件、手続きがあるのでしょうか。また、今後の経営形態で、株式会社以外の選択肢もあるのでしょうか？

A 2 有限会社から株式会社になる手続きは、主に「商号変更」です。併せて、役員任期や公告の方法などを決め、農地を利用する農業生産法人であれば、定款に株式の譲渡制限の規定を盛り込みます。資本金の増額も不要ですし、手続きなども簡単になっています。

会社の状況などによっては、合同会社への組織変更も一つの選択肢です。

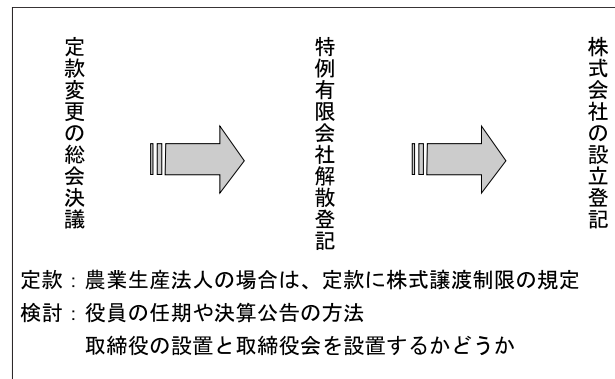
[解説]

(1) 簡単になった株式会社への変更

株式会社になる手続きが大変簡単になりました。その主な理由は次のとおりです。

- ① 最低資本金制度が撤廃され、資本金を増額する必要がない。
- ② 主な手続きは「株式会社への商号変更」

(図1) 株式会社への商号変更の手続き



のみであり、手続きが簡単になった。

- ③ 新しい株式会社が、従前の有限会社の制度をたくさん取り入れることができる。例えば、取締役会の設置を任意にするなど、会社の運営の仕方による変更すべきことが少ない。

(2) 株式会社になるための具体的な手続き

株式会社になるための手続きは図1のとおりです。社員総会で商号についての定款変更を決議し、法務局に登記を行い、株式会社になることができます。実務的には、定款変更決議から2週間以内（支店所在地においては3週間以内）に法務局で登記します。有限会社の解散登記と株式会社の設立登記は同時に申請します。

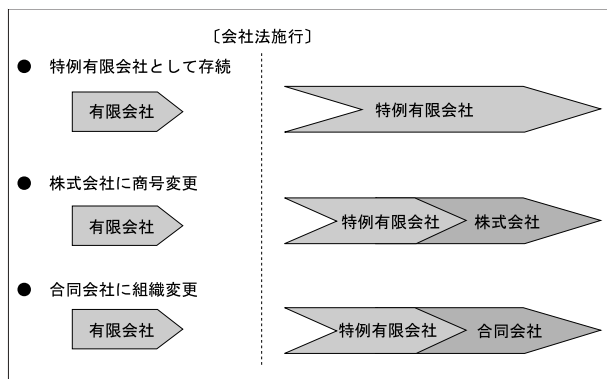
(3) 有限会社の3つの選択肢

有限会社が、今後の会社形態を選択する場合、3つの選択肢があります。商号もそのまま、何ら特別の措置をとらずに特例有限会社として存続するか、商号を変更して名実ともに株式会社となるか、会社法で創設された合同会社に組織変更するかです。

合同会社は、『定款自治』の原則に基づいて、株式会社や有限会社よりも会社運営の自由度

が高くなっています。1戸1法人の畜産経営などは、この形態も有力な選択肢だと思われます。

(図2) 特例有限会社の選択肢



Q3 株式会社の採卵鶏経営を行っています。会社法の内容がよく分かりません。定款変更や登記の変更など、株式会社が必ずやらなければならないことがありますか？

A3 会社法施行時に、すでにあった株式会社の場合、定款変更や登記の変更など必ず行わなければならないことはありません。

会社法によって、株式会社も従前の有限会社程度に運営の自由度が高まったので、一度会社運営の方法を見直すのも一つの考えです。

(表2) 株式会社の主な変更事項

区分	会社法施行前		会社法施行後	
	小会社※1	小会社以外	株式譲渡制限会社※2	公開会社
株主総会	必置	必置	必置	必置
取締役会	〃	〃	任意設置	〃
代表取締役	〃	〃	〃※3	〃
取締役	〃(3人以上)	〃(3人以上)	必置(1人以上)	〃(3人以上)
監査役	〃	〃	任意設置	〃
会計監査人	設置不可	任意設置	〃	任意設置※4
会計参与	—	—	〃	〃

※1 小会社：資本金1億円以下かつ負債額が200億円未満
 ※2 株式譲渡制限会社：株式の全部について譲渡を制限している会社（公開会社以外）
 ※3 代表取締役を置かない場合、各取締役が会社の業務執行・代表権を持つ
 ※4 大会社（資本金5億円以上または負債額が200億円以上の会社）や委員会設置会社は必置

[解説]

(1) 利用者の視点に立った法律の見直し

会社法では、株式会社の運営ルールを有限会社並に緩和して、有限会社を株式会社に統合しました。利用者の視点に立って法律を見直しました。法律を見直すに当たり、すでにある会社に混乱が起きないように、最低限の必要事項は法務局が職務権限で登記をすることになっています。株式会社にとって、法律で義務付けられている必要な変更措置はありません。

(2) 会社の運営する機関の変更

会社法では、「...できる。」という規定がたくさんあります。法律上義務付けられた変更措置はありませんが、会社の実態をみて、経営にプラスになるような変更ができないか、積極的に一度見直してみることをお勧めします。

表2に株式会社の主な機関の変更事項を整理しました。

例えば、株式の譲渡を制限している会社であれば、取締役を1人か2人にできます。これまででは制度上取締役は3人以上必要であったため、親戚などから名義を借りてわずかでも報酬を出していたことがないでしょうか？

これは制度上取締役は3人以上必要であったため、親戚などから名義を借りてわずかでも報酬を出していたことがないでしょうか？

(3) 決算関係の書類の変更

株式会社は、株主総会の議決があれば原則としていつでも配当できることになりました。したがって、決算期と配当時期を

一致させる必要がありません。その結果、決算時の書類の「利益処分案」は廃止され、代わって事業期間中の剰余金の配当や資本の変動を示す「株主資本等変動計算書」が創設されました。

Q 4 養豚の一貫経営を株式会社で行っています。後継者もできたので事業の多角化を進めたいと考えています。会社法になって株式会社もいろいろなことができるようになったと聞きましたが、具体的にどういうことができるようになったのでしょうか。

A 4 株式会社の基本である株式について、その所有の割合と議決権、配当の割合を変えたり、配当を年に数回行うこともできるようになりました。「種類株式」といって、後継者と一般の株主に違う株を発行することが可能になりました。

その他にも、役員任期が2年から最長10年になるなど、従前の有限会社に近い自由度の高い運営が可能になっています。

[解説]

(1) 株主平等の原則の例外措置

定款の定めによって、株式の割合と議決権、配当の割合を変えることができます。ある税理士に聞いたところ、税務上の「贈与」の扱いの心配もあり、実施には合理的な理由が不可欠とのことでした。

(2) 配当規制の見直しと剰余金の分配

最低資本金制度に変わって配当規制が定められ、純資産の額が300万円を下回った場合

は配当ができません。当然、利益の範囲内では配当はできません。ただし、株主総会の決議によって、年に何回でも配当することが可能になりました。

(3) 「種類株式」の発行と後継者対策

会社法では、議決権の種類が違うような株式の発行についてのルールが明確になりました。後継者と一般の株主に議決権の差を設けることも可能になりました。相続した株式を会社に売却することも可能になり、相続税対策も行いやすくなっています。

(4) 株式譲渡制限会社の運営

株式譲渡制限会社の場合、特に会社運営の自由度が高くなっています。Q 3 で説明したように、取締役会や監査役の設置が任意となったことをはじめ、取締役の任期が2年から最長10年に伸びました(その後の再任は当然可能)。株主総会の開催の通知方法なども文書によらず口頭でも可能となるケースもあるなど、多くの事項で手続きの簡素化などが図られています。

(5) 合同会社への組織変更

合同会社は、従前の有限会社よりもさらに法的な規制が少なく、自分たちで考えたルールを定款に定め、自分たちの考えにもとづいた会社運営が幅広くできるようになっています。株式会社から、このような合同会社に組織変更することも可能です。

次回のテーマは『会社を設立しやすくなったわけ』です。

(筆者：農林水産長期金融協会・調査部長)

お知らせ

中央畜産情報資料センターへの書籍等の寄贈のお願い

(社)中央畜産会では、(独)家畜改良センターと協力し、改良センター本所内に国内外の畜産に関する資料を一元的に管理・運営することを目的として「中央畜産情報資料センター」(以下「資料センター」)を整備いたしました。

近年、畜産関係団体は多様化しており、その団体再編・統合もまた急速に進んでいます。このような折、各団体で作成・収集していた貴重な畜産関係資料が散逸もしくは処分されてしまう可能性が懸念され、迅速な集約化が急務となっています。

このような目的のもと、整備された当センターには皆様のご協力により、既に多くの資料を寄贈いただいておりますが、なお一層の収集を図るために再度お願い申し上げます。また、資料を寄贈して下さった方には、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

なお、今年度以降につきましても、報告書等の印刷物、映像媒体(ビデオ・DVD等)を作成した折には資料センターまで、1部お送りいただきますようお願いいたします。

寄贈していただきたい資料例

書籍等

- ・各事業等の報告書
- ・管内関係機関や団体等で発刊した資料・報告書
- ・年史
- ・講演会・研修会資料(冊子として体裁が整っているもの)

映像等

- ・記録映像(畜産関連イベント等)
- ・事業・制度等説明用映像

ここに挙げたものはあくまで一例です。畜産に限らず、農業に関係する資料であれば何でも結構です。

<送付先>

〒961-8511 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字小田倉原 1

独立行政法人家畜改良センター 企画調整部 研修課 中央畜産研修施設

TEL:0248-25-7060

資料確認の関係上、発送ご担当者氏名と送付冊数を荷札に明記してください。

<本件にかかわる問い合わせ先>

(社)中央畜産会 事業第一統括部(情報業務) 篠原・工藤

TEL:03-3581-6686 FAX:03-5511-8205

あいであ&アイト

子牛の冬場対策「子牛用の床暖房」

～冬でも子牛がすくすく 発育良好！～ 三代 伸次

大分県は、太平洋沿いの暖流により温暖な地域ですが、内陸部の久住連山に面した高冷地では冬場の平均気温は4 前後、最低気温は - 4 ~ 1 となり、子牛には大変厳しい環境となっています。

子牛の発育に適した環境温度は、哺育牛で13 ~ 25 、育成牛で4 ~ 20 といわれています。そのため冬の寒さに対する抵抗力が弱く、体温を維持するために活発なエネルギー消費が行われるため、防寒対策が必要です。そこで、床暖房による哺育期の防寒対策の一つを紹介します。

床暖房の概要

今回紹介する床暖房の発端は、緑化ウドの軟化栽培における温床技術を応用したもので、管内の数戸の肉用牛農家で実施しており、最近では興味を持った農家が徐々に増えてきています。

床暖房は子牛のクリーパーに設置しており、対象とする月齢は、哺乳期（生後 ~ 3 ヶ月齢ぐらいまで）に対応したものです。その構造はコンクリートの床面に園芸用電気温床線を深さ3 ~ 4 cm程度に埋め込み、床そのものを暖めるものです（図1）。温度調節については、園芸用自動温度調節器を付けて温度調整できるようになっています。

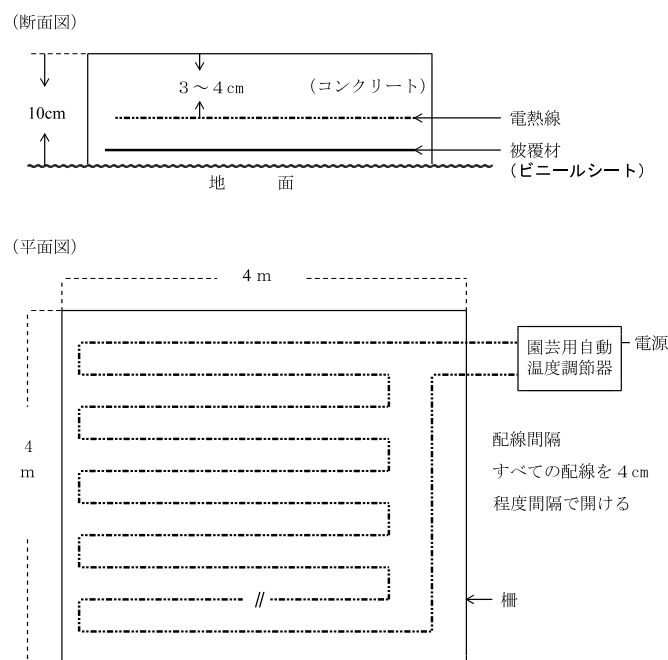
また、投光器等のヒーターを併設し、上下から暖めることにより、より効果的な暖房が期待できます。

今回紹介している事例は写真1にありますように電気温床線面積は4 m × 4 mで設置しており、3 ヶ月齢までの子牛が常時出入りできるようになっています。常時10頭程度が出入りしており、1頭当たりの面積は1.6㎡となっています。

床暖房使用時の注意点

自動温度調節器の設定温度と床の温度にズレが生じますので、床面を直下に触り温度を確かめることが肝要です。写真で紹介

(図1) 床暖房を設置した子牛のクリーパーの構造図



している農家では、設定温度を40 にしておりますが、測定温度は36 前後で、若干のロスが発生しています。

また、電源を入れてからコンクリートが暖まるまでには1日程度の時間を要しますので、子牛を搬入する際は前もって電源を入れておきます。また、一度スイッチを切ってしまうと、再度暖まるまで時間を要しますので、冬場は電源を入れたままにしておきます。

夜間は、床暖房に集って床を汚す傾向にありますので、子牛が濡れたり、汚れたりしないよう、こまめに敷料を交換してください。

設置の際の注意点

施設の導入は、コンクリート工事を伴うため、牛舎の増築や新設時に行うのがベストと思われます。施設については、取り扱いメーカーが見当たらないので、管内の導入した農家は農業資材センターで購入して手作りで行っています。

特に注意する点は、コンクリートは土湿を吸収しやすく、熱が逃げやすいので必ず防水性のあるビニールシートを敷き込みます。また、温床線を張り、コンクリートを流し込む際、温床線が左右上下に偏りやすいため、端材や竹串等により固定します。

温床面積については、温床線の切断や接続をしないようメーカーが注意していますので、飼養頭数からの規模算定に加え、配線密度や長さにも配慮が必要です。

自動温度調節器については、牛房の中に設置すると子牛や床替え作業による損傷が十分予想されますので、牛房の外に設置します。そのため、床の温度を感知できる部分を牛房の外に作って、その部分に設置しています。

詳細な施工については、温床線や自動温度調節器の取扱要領を参考にさせていただきたいと思います。

子牛の状況

厳寒期は、哺乳中以外はこの床暖房に集まり、寒さをしのいでいます。中には腹ばいとなる子牛もいるようで、いかに寒さが子牛に影響しているか、その様子からみてとれます。設置している農家は設置以前に比べ、増体が向上し、呼吸器疾病も減少したと感想を話していました。これから畜舎を増築される畜産農家、冬場の増体向上や疾病予防を考えられている畜産農家は、参考にしてはいかがでしょうか？

(筆者：大分県豊肥振興局生産流通部経営・畜産班主任普及員)



(写真1) 床暖房を設置した子牛のクリーパー。子牛だけが出入り自由となっている



(写真2) 自動温度調節器(写真右上)を牛房の外に埋め込んでいる。左のボックスはネズミ除け